

## 備南水道企業団建設工事等郵便入札の試行に関する運用基準

備南水道企業団（以下「企業団」という。）が実施する建設工事等の郵便入札については、備南水道企業団建設工事等郵便入札の試行に関する要綱（平成19年8月1日施行。以下「要綱」という。）の規定によるほか、以下のように運用するものとする。

### 1 試行対象工事等の決定と公表

- (1) 年間試行対象工事等については、工務課が作成する発注見通しを基に、指名委員会において審議した後、決定するものとする。
- (2) 決定した従来型指名競争入札を除く個別の対象工事等の募集情報については、原則として要綱で定めた日にインターネット上の企業団のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するほか、当分の間、事務課においても書面で閲覧に供するものとする。
- (3) 従来型指名競争入札については、当該業者に対して直接指名通知書により通知するが、指名業者数、指名業者名は入札前には公表しないものとする。

### 2 入札参加資格

郵便入札に参加しようとする者は、個別の募集情報で定めるものを除くほか、次の参加資格要件に該当しなければならない。

- ア 建設工事の入札の場合は、備南水道企業団の建設工事請負契約指名競争入札参加資格に関する要綱（平成13年4月16日施行）第4条の準用規定に基づき倉敷市及び倉敷市水道局の入札参加資格を有すること。
- イ 測量、建設コンサルタント業務等の入札の場合は、備南水道企業団の建設コンサルタント業務等委託契約指名競争入札参加資格に関する要綱（平成9年11月26日施行）第4条の準用規定に基づき倉敷市及び倉敷市水道局の入札参加資格を有すること。
- ウ 備南水道企業団建設工事等請負業者指名停止要領、倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領及び倉敷市水道局建設工事等請負業者指名停止要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止又は指名留保の期間中でないこと。
- エ 会社更生法又は民事再生法の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づく裁判所からの更生又は再生計画認可決定がされていること。

### 3 公募型指名競争入札における入札参加申請

- (1) 郵便入札に係る公募型指名競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）の提出方法は、事務課への持参に限るものとする。なお、持参する者は、添付資料等について説明できる者であること。
- (2) 指定期日を越えた申請書（添付書類不備を含む。）は一切受け付けない。

### 4 公募型指名競争入札における資格審査及び通知

- (1) 資格審査の結果、入札参加資格を有する申請者に対しては、指名通知書により通知する。
- (2) 資格審査の結果、入札参加資格を有しない申請者に対しては、その理由を付した確認通知書又は非指名通知書により通知する。
- (3) 入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

### 5 共同施工方式における事前提出書類

- (1) 一般競争入札の個別要領により、施行方式が特定建設工事共同体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式と指定された場合であっては、入札参加希望者は、それぞれ要件を満たす者同士で共同企業体を結成し、共同企業体協定書を締結のうえ、当該要領で定められた期限までにその写しを提出するものとする。
- (2) 指定期日までに共同企業体協定書及び指定添付書類の写しを提出していない者は、入札に参加できない。

### 6 設計図書の配布

- (1) 設計図書は、ホームページよりダウンロードするものとする。
- (2) 配布期間は、募集情報又は指名通知にて指定するものとし、入札参加業者は期間内に設計図書の交付が得られるよう時間的な余裕をもって、あらかじめ事務課に設計図書配布申込票（以下「申込票」という。様式は、ホームページからダウンロードして使用すること。）をFAXするものとする。
- (3) 事務課からパスワード通知書がFAXにより送付されるので、記載されたパスワードにより設計図書をダウンロードすること。また、パスワード通知書を受け取った証として、送付されたパスワード通知書に業者名及び担当者名を記入してFAXで事務課に送付すること。

※ 申込票は、入札調書とともに工事ごとに保管するものとする。

## 7 設計図書等に関する質問

(1) 設計図書等に関する質問については、郵便入札用質問書（ホームページからダウンロードして使用すること。）により事務課に対してFAXで行うものとし、持参及び電話による質問は受け付けない。

(2) 回答については、個別には行わないものとし、試行期間中は工務課が作成した回答文をホームページに掲載する。ただし、当分の間は事務課においても書面を閲覧に供するものとする。

※ 質問書及び回答書は、設計図書とともに保管するものとする。

## 8 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の様式をホームページからダウンロードして使用するものとする。

(2) 入札書の確認番号欄に、設計図書内にある確認番号等通知書に記載されている4桁の番号を記載するものとする。

(3) 入札書を郵送する封筒については別途定める。

(4) 入札書郵送の方法は、倉敷市役所内郵便局留の一般書留又は簡易書留のいずれかの方法に限るものとし、募集情報又は指名通知にて指定した入札書到着期限を過ぎたものは一切認めない。

(5) 直接持参した入札書は受け付けない。

(6) 送付された入札書は、開札日の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その日前において最も近い土曜日、日曜日及び祝日でない日）の午前中に郵便局で受領後、事務課へ持ち帰り、入札執行調書と照合した上で、施錠可能な場所へ入札日時まで厳重に保管するものとする。

(7) 郵便入札においては、入札回数は初度の1回のみとし、落札者がいないときは、入札を不調とする。

※ 入札書の確認番号欄に確認番号の記載がない場合、又は誤った番号を記載している場合は、入札に参加できないため注意すること。

## 9 入札立会人

(1) 別に定める方法により、工事ごとに入札立会人2名を入札参加者の中から選定する。

(2) 立会人は原則代表者とする。受任者を立会させる場合は、委任状を徴するものとする。

(3) 立会人は入札（開札）時に、次に掲げる事項を含む入札執行の公正性について確認するものとする。

ア 入札執行調書と送付された封筒について

イ 封筒の封緘について

ウ 失格札について

エ 開札状況並びに落札及び不調の決定について

(4) 入札執行者は、入札終了後、別に定める「入札経過確認書」に立会人の署名・押印を受けるものとする。

#### 10 くじによる落札者の決定

(1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、別に指定する日時及び場所において、くじを引かせて落札者（一般競争入札にあつては、落札候補者）を決定するものとし、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 一般競争入札における落札者の決定方法については別途定める。

#### 11 入札結果等の公表

(1) 郵便入札に係る入札参加者名、入札参加者数、入札金額等については、落札者の決定後に公表するものとする。

(2) 公表の方法は、以下のとおりとする。

ア 落札者の決定後直ちに

・事務課にて書面を閲覧に供する。

イ 落札者の決定の翌日

・ホームページに掲載

#### 12 異議の申し立て

入札者は、開札後、この運用基準及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

また、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

附 則

この内規は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。